

文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会無形文化遺産特別委員会（第1回）議事録

1. 日時

平成26年7月23日（水）10:30～12:00

2. 場所

文部科学省東館3F2特別会議室

3. 出席者

委員：内田委員，小野寺委員，唐澤委員，神崎委員，佐藤委員

事務局：河村文化庁次長，山下文化財部長，齊藤文化財鑑査官，神代伝統文化課長，
石丸文化財国際協力室長，その他関係官

4. 議事等

○「文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会の会議の公開について」（平成26年4月25日 文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会決定）1.（1）及び（4）の規定に基づき、「議題（1）委員長及び委員長代理の選任について」及び「議題（3）当面の我が国からの代表一覧表記載に向けた提案について」は議事の内容を非公開とすることが了承された。

神崎委員が委員長に選出され，河野委員が委員長代理に指名された。

（傍聴者入室）

【神崎委員長】 それでは，議題の（2）に入ります。「山・鉾・屋台行事」の審査について，事務局から御説明をお願いいたします。

【石丸文化財国際協力室長】 資料2に基づきまして，御説明をさせていただきます。

今年3月に，ユネスコに我が国より提案いたしました「山・鉾・屋台行事」につきまして，このたび，ユネスコから連絡が入り，審査を1年先送りするとの決定がなされたわけでございます。

概要を簡単に御説明申し上げますと，昨年12月に開催されました第8回政府間委員会におきまして，2015年及び2016年の2か年については，審査件数が年間各50件と決められたところでございます。これは，ユネスコの審査能力，事務局体制に基づく件数の制約であるわけですが，これに対しまして，今年の3月に提案をされた各国からの件数が61件と，審査件数の上限に当たります50件を11件ほど超えた状況となりました。

この場合、いまだに代表一覧表に記載がない国などを優先的に審査していくこととなっております。我が国の代表一覧表記載件数は、現時点で22件であり、世界全体の281件のうち、中国に続きまして世界で2番目に多い記載件数となっておりますことから、翌年に先送りされることになった11件の中の一つに入った次第でございます。

ユネスコの昨年の第8回政府間委員会での決議の中には、必ず2年に1度は各締約国とも審査を受けることができると保証されておりますので、「山・鉾・屋台行事」につきましては、次の年には必ず審査されるという取扱いになっております。

以上、資料に基づきましての御報告でございます。よろしくお願いいたします。

【神崎委員長】 ただいまの御説明につきまして、御質問がございますか。あるいは、御意見でも結構でございますから、どうぞ。

【佐藤委員】 これは、結論についてはこれ以上やりようがないので、異議を唱えるものではないのですけれども、何かずるずるとユネスコ事務局のペースでこういう運用が行われて当たり前だというふうに思われていることがこわいのであります。

元々、無形文化遺産保護条約は価値判断をしないということで、それぞれの国で代表リストに提案すればそのまま記載をするというのが基本であったわけですが、何だかんだと言って、制限をするというのは条約の基本に反することであります。同じ分野の文化財をグループ化してまとめて提案するなどという合理的なことはいいと思いますけれども、件数の制限その他は条約の基本的な問題点があるということを、幾ら条約の運用指示書に何か書いてあるからと言って、それは運用指示書が間違っているわけで、直せと言う主張をすべきだと思います。

そういう発言を、ユネスコ日本政府代表部を通じて国としては常にしていくべきだと私は思います。そうしないと、何となくユネスコ事務局ペースで固まってしまうので、常に条約の本旨に戻るといふ表明をしていただきたいという希望を申し述べます。今回、この結論について異論を唱えるものではありません。

【神崎委員長】 いかがでございますでしょうか。

【石丸文化財国際協力室長】 審査件数などは2年に1度、ユネスコの政府間委員会で決まっていきます。これは多国間の話でございますので、どういう形で展開していくかということは、また別途工夫が必要かと思いますが、佐藤委員のお言葉にございましたように、ルールづくりにどうかかわっていくかということは、次の政府間委員会に向けて、勉強していかなければいけない点ではないかとそのように考えている次第です。

【神崎委員長】 よろしくお願ひします。ほかに、御質問、御意見ございませぬか。

【小野寺委員】 今回61件ということで、次年度に回されてしまった11件というのは、具体的にはどのようなものがあつたのでしょうか。

【石丸文化財国際協力室長】 御報告申し上げます。国名だけ簡単に申し上げますけれども、61番目が中国、60番目が日本、59番目が韓国、58番目がクロアチア、57番目がスペイン、56番目がトルコ、55番目がフランス、54番目がインド、53番目がベルギー、52番目がベトナム、51番目がメキシコ、この11件につきまして、翌年度に審査が回された次第でございます。

【神崎委員長】 ありがとうございます。

【小野寺委員】 ありがとうございます。

【神崎委員長】 どうぞ。

【唐澤委員】 11か国のもう少し細かな内容は分かるのでしょうか。

【石丸文化財国際協力室長】 我が国から提案した「山・鉾・屋台行事」にあたる、各国から提案された件名について申し上げます。これだけではイメージしづらいかとも思ひますが、中国につきましては、「The Twenty-Four Solar Terms in the Chinese Lunar Calendar」で、これは暦関係のものかと思ひます。韓国につきましては、「チェジュの海女文化」。次に、クロアチアは、「Community project of safeguarding the living culture of the Rovinj」で、これは地元の言葉かと思ひますけれども、Rovinjという文化の保護のためのコミュニティ・プロジェクトと、こういったものが11件あるわけでございます。

【唐澤委員】 ありがとうございます。

【石丸文化財国際協力室長】 すべてユネスコのホームページで御覧いただけますので、細かな情報は、恐縮でございますが、そちらを御覧いただけましたら幸いです。よろしくお願ひいたします。

【神崎委員長】 よろしいですか。

【唐澤委員】 そうですね。2年に1件の審査が保証されているとのこと、資料2に、「山・鉾・屋台行事」は、平成28年に審査される予定ですとありますよね。この辺は、確実に審査をされるということですのでよろしいわけですよね。

【神崎委員長】 お願ひします。

【石丸文化財国際協力室長】 ルール上は次の年には審査されることとなります。

【唐澤委員】 ありがとうございます。

【神崎委員長】 ほかに御質問、御意見ございませんか。

【神崎委員長】 内田委員よろしいでしょうか。

【内田委員】 今後、提案する「山・鉾・屋台行事」以外のものについても先送りになる可能性はあるのでしょうか。ということと、もう一つは、今年の11月に審査予定の「和紙」は、審査される予定になっているのかということをお聞きしたいと思います。

【神崎委員長】 お願いします。

【石丸文化財国際協力室長】 まず、「和紙」の審査でございますが、これはもう審査されることは決まっております、今年の秋に審査結果が出ることとなります。

その先の審査につきましては、2年ごとに審査件数や審査ルールを政府間委員会で決めていくということになっておりますので、審査件数が50件になるのか、何件になるのかということとは分かりません。

本来は、条約の運用指示書では各国とも毎年1件の審査を保証するとなっているものを、ユネスコの審査能力などの関係で、2年に1件という決議がなされております。

つきましては、各国とも毎年1件は最低でも審査されるというのが、条約の運用指示書の本来のルールでございますので、そういうものが復活する方向でできるだけ努力していく、あるいは工夫していくという姿勢が必要なのではないかと考えているところでございます。

【神崎委員長】 よろしいですか。

【内田委員】 はい。ありがとうございます。

【神崎委員長】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様からの御質問や御意見があらかた出たようでございますので、この件は、以後事務局で御対応いただきたいという要約で済ませたいと思います。よろしくをお願いします。

続いて、議題の(3)「当面の我が国からの代表一覧表記載に向けた提案について」でございますが、これは非公開ということになっておりますので、傍聴の方は御退室をお願いしたいと思います。なお、再入室はございませんので、お手荷物をお忘れのないように御退席ください。

(傍聴者退室)

○当面の我が国からの代表一覧表記載に向けた提案について、議論が行われ、次回の委員会においても引き続き議論されることとなった。